



Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2016年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 法人の利子損金算入

今般、英国政府は、多国籍大企業における支払利息の損金算入を制限する新規定の施策詳細および実施方針に関して、追加の意見募集を開始した。本規定は、2015年10月に発表されたOECD/G20の税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting (BEPS))に関する最終報告書行動4の提言に沿ったもので、当初2016年1月を期限として意見が募集され、その結果を踏まえ、2016年予算案の中で2017年4月1日からの導入が発表されていた。今回の意見募集の期限は2016年8月4日である。詳細については[HM Treasury](#)(英国財務省ウェブサイト(英語、PDF))を参照のこと。

2. 研究開発税制: 所得控除制度の廃止とATL 税額控除への一本化

2015年4月の「研究開発に係る税額控除(Above The Line: 以下「ATL 税額控除」)」の導入以降、大企業の研究開発費については、ATL 税額控除制度と適格研究開発費の30%を追加で損金算入できる「研究開発に係る所得控除制度(R&D Superdeduction Regime: 以下「所得控除制度」)」の選択適用(ただし、一度ATL 税額控除を選択するとその後の変更は不可)が認められていたが、2016年3月31日をもって所得控除制度は廃止された。所得控除はATL 税額控除より控除率が低かったが、会計、納税および外国税額控除の取扱いに影響を及

ぼす場合、企業の中には所得控除制度を選択した企業もあった。しかし、会計年度が2016年4月1日をまたぐ場合、会計年度を分割して、2016年3月31日までの期間についてのみ所得控除制度を適用することはできない。そのため、2016年4月1日をまたぐ会計年度についてはATL 税額控除制度の適用のみが認められる。

3. 意見募集

以下の各事項について意見が募集されている。

(1) 欠損金リリーフ制度: 実施についての意見募集

英国歳入税関庁(HM & Revenue and Customs (HMRC))は、欠損金控除制度の改正の実施および法人税制の他の分野への影響の取扱いについて意見募集を開始した。募集期限は、2016年8月18日である。2016年予算案の中で政府は、主に以下の二つの改正を提案していた。

- I. 2017年4月1日以降に生ずる欠損金が翌期以降に繰越された場合、同一法人の異なる区分の所得との相殺および他のグループ会社の所得との相殺を認める。
- II. 所得額(グループ企業の場合はグループ所得額)が500万ポンドを超過する場合、超過所得に対する欠損金の繰越控除額を2017年4月1日から超過額の50%に制限する。

2017年4月1日以前に生じる事業損失の控除は同一法人の事業所得の50%までに制限されるが、2017年4月1日以降に生じる事業損失の控除はグループ所得の50%まで認められることになる。繰戻欠損金額に制限はない。また、欠損金控除制度の改正は事業損失、営業外金融損失、英国不動産に係る損失、マネジメント費用および無形固定資産に係る非事業損失(つまりキャピタルロス以外)を対象としており、キャピタルロスに対する変更はない。詳細は [GOV.UK](http://gov.uk)(英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと。

(2) 英国法人による一定の株式の譲渡益の非課税措置 (Substantial Shareholdings Exemption)

2016年予算案の中で政府は、英国法人による一定の株式の譲渡益の非課税措置 (Substantial Shareholdings Exemption)の簡素化を図り、かつ一貫性および競争力を高めるための意見募集を行うと発表していた。今般、様々な選択肢が記載された政府見解が発表され、それに対する意見募集が開始された。募集期限は2016年8月18日である。詳細は [GOV.UK](http://gov.uk)(英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと。

(3) 租税条約パスポート(Tax Treaty Passport)制度

英国法人が非居住者から借入する際の英国法人および非居住者のニーズに応じていくため、政府は租税条約パスポート制度¹に関しても意見を募集している。本制度の下では過去5年間で3,000通のパスポートが発行されており、今回は、本制度を法人だけでなくファンドや事業組合(partnership)への貸付にも拡大するべきか否かについて意見が募集されている。詳細については <http://deloitte/1qNOoBs>(英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと。

(4) 移転価格制度:第二次調整

移転価格の第二次調整についても意見が募集されている。第二次調整は独立企業間の原則に反する価格設定(軽課税国への所得移転等)により生じた

超過金額への課税を目的としている。移転価格制度に基づき軽課税国へ支払われた費用等が英国内において否認されつつも、当該移転された金額が依然、軽課税国にとどまる場合に取られる対抗措置を言う。募集期限は2016年8月18日である。詳細については [GOV.UK](http://gov.uk)(英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと。

4. VATに関する最高裁判決:ビジネス・レビューサービスは貸主の銀行に提供されたと判断

最高裁判所は、誰が「サービス受領者」かが争点となっていた Airtours Holidays Transport Limited(以下「Airtours」)の上訴を3対2の僅差で棄却した。3人の判事は上級裁判所(Upper Tribunal)および控訴裁判所(Court of Appeal)が下した「PwCが提供した、ビジネスの独立したレビューサービスの受領者は、たとえレビュー報告書に関する支払義務を負っていたのがAirtoursだとしても、Airtoursではなく銀行(Airtoursの貸主)である」という判決を支持した。最高裁判所は、PwC、銀行およびAirtoursの間で交わされた契約書の条項に着目し、「契約書の中で、(1)提出物は当該サービス提供を依頼した銀行のみが使用でき、(2)Airtoursは編集された報告書の写ししか受け取ることができず、(3)PwCはAirtoursに注意義務を負わない、と明示的に述べられており、当該契約書に係るサービス提供は銀行に対して行われた」と結論付けた。さらに、Airtoursは(当該契約に関する支払義務を有してはいたものの)PwCからいかなるサービス提供も受けていないため、PwCが請求した付加価値税(Value Added Tax:以下「VAT」)額を控除することはできないと判断した。最高裁判所の棄却判決および控訴裁判所の包括的な棄却判決に示されているとおり、三者間の契約に基づくサービス提供におけるVATの取扱いについては少なからぬ不確実性が残っている。

5. CJEU判決:「支払処理」をVAT非課税取引とする訴えを否認

欧州司法裁判所(Court of Justice of the European Union:以下「CJEU」)は National Exhibition Centre Limited 訴訟(上級裁判所からの付託)および Bookit Limited 訴訟(簡易裁判所(First-tier

¹ 非居住者から英国法人への貸付の利子に対する租税条約特典適用に関する制度。租税条約パスポート(Tax Treaty Passport)が一度非居住者貸主に発行されれば、当該貸主が行う貸付への条約特典適用について個別の認可申請が不要になる。

Tribunal)からの付託)で争点となっていた「支払処理」の VAT 取扱いについて判決を下した。これらの訴訟は National Exhibition Centre と Bookit が徴収した手数料に係る VAT の取扱いおよびそれらの手数料がデビットカードおよびクレジットカードの支払取扱い手数料として VAT 非課税対象取引として認められるか否かに関するものであった。両訴訟において CJEU はこれら手数料は EU 法で VAT 非課税と定められている「支払や送金……に関する……取引」には含まれておらず、標準税率の VAT が課されるべきであると判断した。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅

hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumo.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。